

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	福祉タクシー事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美	
			担当者名	吉田 まゆみ	内線	2681	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	福祉タクシー事業（18-44-50-01）						
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	56年度	根拠法令等	荒川区福祉タクシー事業実施要綱		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 <input checked="" type="checkbox"/> 区独自基準			計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	バリアフリー化の推進[02-09]					
目的	重度の知的障がい者、歩行困難な身体障がい者及び外出に支障のある上肢障がい者に対し、日常生活の利便と生活圏の拡大を図るため、福祉タクシー券を提供する。						
対象者等	対象者要件：区内在住で、次の身体障害者手帳又は愛の手帳を交付されている者。施設、特養等入所者は除く。 平成19年4月現在 下肢・体幹機能障がい者1～3級（1,122人） 視覚障がい者1・2級（220人） 内部障がい者1～3級（1,088人） 上肢機能障がい者1級（20人） 愛の手帳1・2度（99人） 所得制限額：扶養家族0人の場合、本人所得3,604,000円以下						
内容	【事業内容】 ・予め、区がタクシー会社と業務委託契約を締結（平成19年4月現在73社）し、区発行の福祉タクシー券を利用者へ交付する。乗降車地域：23区内 受益者負担：なし ・上記対象者に対し毎年申請書を送付し、申請書受理後に所得審査をし、交付決定を行う。 【福祉タクシー券】 ・申請月により交付される福祉タクシー券の冊数は異なる。4～6月...4冊 7～9月...3冊 10～12月...2冊 1～3月...1冊 1冊10,200円...500円券×15枚+100円券×27枚 年最高額40,800円						
経過	昭和57年	4月	支給対象者拡大（内部障がい者1級、知的障がい者2度以上）				
	平成3年	4月	区発行タクシー利用券から業者発行クーポン券に改め、乗降車区域を都内とする。				
	平成5年	4月	年最高36,000円のクーポン券を40,800円（3,400円/月）に変更。				
	平成6年	4月	支給対象者拡大（上肢機能障がい者1級）				
	平成10年	4月	所得制限（心身障害者福祉手当基準）導入。				
	平成11年	4月	業者発行クーポン券を区発行タクシー利用券に改め、乗降車区域を23区内とする。事務手数料8% 平成12年4月事務手数料5% 平成13年4月事務手数料3%				
	平成14年	4月	前年の偽造券発見（荒川区）により、偽造防止タクシー券を発行。				
	平成16年	4月	前年の不正利用発覚（他区）により、防止策として障がい者本人の氏名記載と手帳提示を義務化。				
	平成18年	4月	牽制効果があったため、券への氏名記載をなくす。				
必要性	一般の公共交通機関を利用することが困難な障がい者が、日常生活を円滑に送り、生活圏の拡大を図るためには、柔軟な対応が可能なタクシーでの移動が不可欠であり、福祉タクシー券を交付することによりタクシーを利用しやすくなり、必要性は高い。						
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） タクシー業務委託先 東京都個人タクシー協同組合他72社 93,503,400円 区内業者5社 車椅子乗車可能業者26社 【支払及び事務手数料】 ・区はタクシー会社からの請求に基づき、使用済みタクシー券について、額面表示額の合計と事務手数料（平成19年度3%）を支払う。						

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
		予算額	90,504	95,342	95,096	99,241	99,938	100,706
	決算額（19年度は見込み）	89,356	92,532	92,630	95,500	98,913	100,113	104,397
	人件費					2,870	3,705	
	【事務分担当量】（%）					55	65	
	合計（+）	89,356	92,532	92,630	95,500	101,783	103,818	104,397
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	89,356	92,532	92,630	95,500	101,783	103,818	104,397
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	交付人数	2,533	2,600	2,633	2,724	2,751	2,815	2,873

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
一般需要	タクシー券印刷製本		1,108	タクシー券印刷製本	961	タクシー券印刷製本	1,214
	印刷用紙代		84	印刷用紙代	12	印刷用紙代	119
	郵送料		983	郵送料	983	郵送料	1,220
	申請書封入委託		25	申請書封入委託	26	申請書封入委託	28
	タクシー券封入委託		19	タクシー券封入委託	18	タクシー券封入委託	19
	タクシー業務委託		93,186	タクシー業務委託	94,528	タクシー業務委託	97,790
	リフト付自動車助成		3,509	リフト付自動車助成	3,585	リフト付自動車助成	4,007

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	交付人数	2,724	2,751	2,815	2,873	3,000	

（問題点・課題分析）	・ 契約している事業者が平成19年度73社と増加しており、業務委託契約及び支払事務が煩雑化している。
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
	平成20年度以降に取り組み具体的な改善内容
	改善により期待する効果
	利用実績のないタクシー業者との契約を見直す。
	業務委託契約及び支払における事務の効率化を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	C	現状の規模で実施する

議（要旨）	議（要旨）
-------	-------

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	リフト付自動車利用助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	吉田 まゆみ	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	福祉タクシー事業（18-44-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	4 年度	根拠	荒川区リフト付自動車利用助成事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	バリアフリー化の推進[02-09]			
目的	通常のタクシー利用が困難な電動車椅子等を使用して外出する心身障がい者（児）に対し、リフト付自動車を利用した場合に、利用料金の一部を助成し、生活圏の拡大及び社会参加の促進を図る。				
対象者等	以下のいずれかの者。 下肢又は体幹機能障がい1・2級の身体障害者手帳を所持する電動車椅子利用者又は愛の手帳も所持する車椅子利用者。身体障害者手帳又は愛の手帳を所持し、ストレッチャーで移動する者。 平成19年4月現在36人				
内容	<p>【事業内容】 ・利用を希望する者が、あらかじめ区に登録の申請をして利用認定を受けた後、利用者が直接、委託契約している事業者予約をし、利用する。</p> <p>運行時間 24時間利用可 利用料 利用者は通常のタクシー料金を支払う。 予約方法 利用者が直接事業者電話で予約する。 乗降車区域 23区内及び三鷹市、武蔵野市（走行距離上限105kmまで） 車種 定員7～9人（車椅子2台分含む）モーター駆動リフト付 区の助成 基本料金から利用者負担を除いた金額を助成する。基本料金：15kmまで7,520円 7.5km超えるごとに3,420円増える。</p> <p>【利用・助成方法】 対象者からの申請に基づき、障がい内容等を審査し、利用助成者を決定し、「リフト付自動車利用助成金」を交付する。 区は、リフト付自動車を保有している事業者と委託契約を締結し、利用者はその中の事業者から利用する事業者を任意に選択し、利用助成券とタクシー料金を支払い利用する。 事業者は、毎月利用助成券を区へ提出し、区は利用者負担を除いた助成金を支払う。</p>				
経過	平成 4年4月 リフト付タクシー運行事業開始。特命随意契約により日立自動車㈱に業務委託。 平成14年4月 指名競争入札導入（委託先：日立自動車㈱） 平成16年4月 リフト付タクシー運行管理業務委託をリフト付自動車利用助成事業業務委託に事業変更年間借上方式から利用実績に応じた助成方式へ変更（複数事業者3社と契約） 対象者を、障害者手帳を所持する者で、車椅子対応タクシーを利用できない電動車椅子等利用者及びストレッチャー利用者に限定				
必要性	車椅子対応のタクシーが増加してきたが、電動車椅子やストレッチャーで乗車できるタクシーは、まだ少なく、電動車椅子等利用者の生活圏の拡大、社会参加の推進を図る手段として、本事業は必須である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 委託先：日立自動車交通㈱ 宮園自動車㈱ 三陽自動車㈱				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	9,954	9,954	9,954	4,334	2,719	3,586	4,007	
決算額（19年度は見込み）	9,954	9,954	9,954	4,030	2,719	3,586	4,007	
人件費					862	854		
【事務分担量】（%）					10	10		
合計（+）	9,954	9,954	9,954	4,030	3,581	4,440	4,007	
国（特定財源）								
都（特定財源）	3,000	3,000	3,000			1,786	2,003	
その他（特定財源）								
一般財源	6,954	6,954	6,954	4,030	3,581	2,654	2,004	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	延べ利用者数	1,853	1,513	1,396	1,005	954	1,027	1,110
	助成回数				483	408	504	558

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	委託料	利用助成金	3,509	利用助成金	3,586	利用助成金	4,007

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	利用者数	1,005人	954人	1,027人	1,110人	1,200人	延べ利用者数
	助成回数	483回	408回	504回	558回	620回	延べ利用回数

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	コミュニティバス障がい者利用負担助成	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	小幡 順一	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	コミュニティバス障害者利用負担軽減費（18-44-75-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	17 年度	根拠	荒川区コミュニティバス障害者運賃補助要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	バリアフリー化の推進[02-09]			
目的	荒川区内を運行するコミュニティバスの運賃を身体障害者手帳、愛の手帳又は精神保健福祉手帳の所持者については無料とし、障がい者の交通移動手段の確保を図る。				
対象者等	障害者手帳所持者（区内・区外問わず）でバス利用者				
内容	<p>【運賃免除方法】 コミュニティバス乗車時に運転手に対し障害者手帳を提示し、運賃免除を受ける。</p> <p>【補助方法】 コミュニティバス運行事業者（京成バス）からの実績報告に基づき、障害者手帳による運賃免除を受けた実績人数により、通常運賃から障がい者の民営バス運賃割引を差し引いた金額を運行事業者にに対し補助金額として支払う。</p> <p>【民営バス運賃割引】適用は身体障がい者及び知的障がい者のみ 身体障害者手帳又は愛の手帳所持者の単独利用 ... 5割免除 第1種身体障害者手帳又は愛の手帳所持者の介護者同伴 ... 5割免除 については「心身障害者民営バス乗車割引証」が必要</p> <p>【精神障がい者取扱】 精神障がい者については民営バス運賃割引は適用されないため、全額区負担となる。</p>				
経過	平成17年 4月20日 バス運行開始				
必要性	荒川区内を運行するコミュニティバスは障がい者に配慮された車両を導入し、障がい者の使いやすい交通手段として利用されており、その運賃を免除することにより、障がい者の交通手段の確保のため必要である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 【補助支払】四半期毎実績払い				

		（単位：千円）						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算・決算額等の推移	予算額				442	930	1,460	1,266
	決算額（19年度は見込み）				0	930	1,207	1,266
	人件費					669	666	
	【事務分担当】（%）					15	15	
	合計（+）	0	0	0	0	1,599	1,873	1,266
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	1,599	1,873	1,266	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	補助対象者数					10,789	13,950	14,628

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	運賃補助	930	運賃補助	1,207	運賃補助	1,266

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	補助対象者数（実績）	0	10,789	13,950	14,628	-	バスを利用した障がい者数
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<p>区内在住・在勤者以外の運賃 身体障害者手帳、愛の手帳（又は療育手帳）又は精神保健福祉手帳の提示により補助の適用となるため、区内在住・在勤者以外の運賃についても負担している。</p> <p>精神保健福祉手帳所持者について、平成18年10月からの段階的な写真付の手帳交付に伴い、段階的に運賃半額軽減を行っているため、そのことに伴う対応について検討が必要である。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 1 区 未実施 区）</p> <p>港区：身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳所持者は全額免除 その他荒川区と同様の事業者運営による区は民営バス割引のみを適用</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
なし	
平成20年9月末には精神保健福祉手帳所持者全員が半額軽減適用となるため、平成20年10月以降取扱いを変更する。	区歳出額の削減。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	変更に対応できるよう実施する

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	福祉のまちづくり・鉄道駅エレベーター等整備支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美
		担当者名	八柳卓史	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	鉄道駅エレベーター等整備支援事業費（18-84-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	8 年度	根拠	高年齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、東京都福祉のまちづくり条例	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	バリアフリー化の推進[02-09]			
目的	1 建築物のバリアフリー化：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）、東京都福祉のまちづくり条例に基づき、新築、改築の際、助言指導を行い、整備基準に適合させる。 2 移動、交通のバリアフリー化：バリアフリー新法に基づき、鉄道業者が行う鉄道駅のエレベーター設置等垂直移動手段確保の事業に補助を行う。				
対象者等	1 推進事務：一般都市施設を所有し又は管理する者（施設所有者等） 2 駅エレベーター整備補助：国土交通省が実施する交通施設バリアフリー化設備整備費補助要綱等に基づき、エレベーター等を設置する鉄道事業者				
内容	1 推進事務：施設所有者等の届出を受け助言指導し、整備基準に適合している場合、適合証交付（建築課） (1) 特定施設の新設・改修の届出を受け、指導・助言する。 (2) 整備基準適合証の交付申請に応じ、適合証を交付する。 2 駅エレベーター整備補助：鉄道駅にエレベーター等を設置する鉄道事業者に対し、国土交通省とともに工事費の補助を行う。 費用負担割合：鉄道事業者1/3以上、国1/3（ただし乗降客10万人以上の駅は対象外。）、区市町村1/3（ただし都が1/2補助するため実質1/6） 参考 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）平成18年6月成立・施行、従来のハートビル法と交通バリアフリー法を統合し、旅客施設等と建築物のシームレスな整備を行う。				
経過	H 7年 3月 東京都福祉のまちづくり条例制定 H 8年 9月 整備基準制定（条例全面施行） H13年 2月 京成町屋駅にエスカレーター設置補助 H14年度から3カ年 東京都福祉のまちづくり地域支援事業を実施（歩道整備など行う。H17.3終了） H16年 2月 京成新三河島駅にエレベーター設置補助 H18年 6月 JR東日本・西日暮里駅エレベーターの設置補助				
必要性	障害者や高齢者をはじめ、すべての区民が、自由に行動し、社会参加のできるやさしいまちを実現する。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 1 推進事務：都市整備部建築課で実施、都特例交付金の受入事務のみ障害者福祉課 2 駅エレベーター整備補助：障害者福祉課にて事業者への補助及び都補助金の受入事務を行う				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	70,000	0	18,100	0	0	55,000	0	
決算額（19年度は見込み）	41,980	0	18,050	0	0	55,000	0	
人件費					431	854		
【事務分担量】（%）					5	10		
合計（+）	41,980	0	18,050	0	431	55,854	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）	21,020	2,446	10,782	27,581	89	27,675	200	
その他（特定財源）								
一般財源	20,960	-2,446	7,268	-27,581	342	28,179	-200	
実績の推移	事項名							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
整備基準適合証交付件数	0	3	2	3	2	5	5	
特定施設届出・指導助言件数	6	18	21	17	9	13	20	
エレベーター等整備実績（台数）			1			2	0	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	19負担金補助及び交付金			鉄道事業者補助	55,000		

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値（22年度）	
標	区内鉄道駅数（含む都電）	23駅	24駅	24駅	28駅	28駅	17年度つくばEX南千住駅開業 19年度日舎線4駅開業
	国土交通省のらくらくお出かけ度ランクがの鉄道駅	15駅	16駅	19駅	25駅	27駅	とは改札内外に段差がない場合
	区内鉄道駅の整備状況	65.2%	66.7%	79.2%	89.3%	96.4%	/ の比率

（問題点・課題）	平成22年度までに、1日の乗降客5000人以上、出入り口とホームの高低差5メートル以上の鉄道駅が、バリアフリー新法にてエレベーター等の設置が義務付けられている。
他区の実況	（実施 18 区 未実施 5 区） <ul style="list-style-type: none"> ・独自まちづくり条例制定 1区（実施 世田谷） ・独自まちづくり整備要綱策定 17区（未実施 中央、江東、足立、江戸川） ・共同住宅等に横だし・上乗せ規定し事前協議・届出

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区内のエレベーター未設置の鉄道駅を持つ事業者に、早急な設置を促がす。	区内の鉄道駅のバリアフリー化を促進

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	-	多数の人が利用する駅において、障がい者のみならずエレベーター整備は重要である

況議 （要質 旨問 状）	12年四定 「福祉のまちづくり条例とマニュアルの制定について」（建築課あて）
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	障がい者情報バリアフリー化推進事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美
		担当者名	八柳卓史	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	障害者情報バリアフリー化推進事業費（18-97-33-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	13 年度	根拠	特になし	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	バリアフリー化の推進[02-09]			
目的	障がい者が情報通信技術を活用できる環境を整備することにより、障がい者の情報バリアフリーを促進し、その利便を等しく享受できるようにする。				
対象者等	障がい者全般				
内容	1 体験から実用までの施策 (1) 障がい者IT体験スペース(インターネットスポット)の開設 (2) 障がい別IT講習会の実施(視覚・聴覚・上肢・知的など、各障がいに対応した講習会の開催。) 18年度...肢体・聴覚障がい者初心者向け講習会・3日間、肢体・聴覚障がい者中級者向け講習会・3日間、視覚障がい者講習会・2日間、パソコンボランティア講演会・1回開催 2 障害者用のPCヘルプデスクの設置 障害者福祉課・荒川区立心身障害者福祉センター パソコン教習ボランティア団体については、3団体が登録。(パソボラDO、Iボラ、新世界発見)				
経過	平成12年度：アクロスあらかわIT講習会開始 平成13年度以降：障害者情報バリアフリー化支援5か年事業の開始(H17.3終了) PCヘルプデスクの開設(障害者福祉課・心障センター) 平成14年度以降：区のホームページのバリアフリー化 平成14年7月：アクロスあらかわIT体験スペース設置 平成15年度以降：障がい者のIT活用推進会議を開催 視覚障がい者用SPコード読取装置の設置(アクロス・障害者福祉課・心障センター) 平成16年度：デジタルプロジェクター設置(アクロス) 平成17年度：アクロスあらかわに聴覚障がい者用情報受信装置(手話放送用)設置				
必要性	障がい者を理由としたデジタルデバイドを生み出さないこと				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) PCヘルプデスクは、障害者福祉課及び心身障害者福祉センターにて実施。 インターネットスポット及び講習会はアクロスあらかわの指定管理者業務として荒川社協へ委託。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額			42	661	429	289	289	
決算額(19年度は見込み)			0	451	343	259	289	
人件費					1,293	1,281		
【事務分担量】(%)					15	15		
合計(+)	0	0	0	451	1,636	1,540	289	
国(特定財源)								
都(特定財源)				134	171	129	144	
その他(特定財源)								
一般財源	0	0	0	317	1,465	1,411	145	
実績の推移								
	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	パソコンボランティア団体数				3	3	3	3
	IT講習会参加者数(延べ数)	76	36	27	86	109	56	
	相談件数(ヘルプデスク)				36	39	26	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	IT講習会	254	IT講習会	256	IT講習会	289
	備品購入	情報受信装置	89				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	IT講習会参加者(累計)	31 (89)	42 (131)	35 (166)	-	-	-
	インターネットスポット利用件数	644	402	600	-	-	-
	ヘルプデスク受付件数	36	39	26	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	14年一定 「機器の購入費助成、インターネット接続料補助について」
----------	-----------------------------------

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	あんしん歩行エリア整備費	部課名	土木部道路課	課長名	小椋 茂雄
		担当者名	森 久文	内線	2738
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	あんしん歩行エリア整備費（33-34-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	16 年度	根拠	道路法、交通バリアフリー法	
終期設定	有 無	22 年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	バリアフリー化の推進[02-09]			
目的	日暮里駅周辺地区のバリアフリー対策を実施することにより、歩行者と自転車利用者の安全な通行を確保することを目的とする。				
対象者等	特定経路（日暮里中央通り及びあやめ通り）				
内容	<p>日暮里駅周辺地区交通バリアフリー基本構想の特定経路として位置づけられている以下の区道について、歩道の構造をマウントアップ形状からセミフラット形状に再整備し、歩道のバリアフリー化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日暮里中央通り...平成17年度～19年度（延長:540m） ・あやめ通り ... ～22年度（延長:570m） <p>* 特定交通安全施設等整備事業費</p>				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・13年度 : 日暮里駅周辺地区交通バリアフリー基本構想の策定 ・15年度 : あんしん歩行エリアの指定 ・16年度 : 日暮里中央通り詳細設計委託 ・17年度～ : 日暮里中央通り整備工事着手 				
必要性	日暮里駅周辺地区交通バリアフリー基本構想に基づき、歩行者と自転車利用者の安全対策とバリアフリー対策を速やかに実施する必要がある。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） <18年度> ・日暮里中央通り第二期道路改良工事				

		（単位：千円）						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算・決算額等の推移	予算額				8,224	56,472	67,128	83,304
	決算額（19年度は見込み）				8,190	55,650	66,150	83,304
	人件費					13,360	9,223	
	【事務分担当】（%）					155	108	
	合計（+）	0	0	0	8,190	69,010	75,373	83,304
	国（特定財源）					18,150	25,300	28,050
	都（特定財源）							
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	8,190	50,860	50,073	55,254	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	設計委託				一式			
	整備工事:日暮里中央通り(m)					190	200	150

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	工事請負費	第一期道路改良工事	55,650	第二期道路改良工事	66,150	第三期道路改良工事	83,304

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	進捗率(%)：日暮里中央通り		35.2	63.0	100		施工延長 / 総延長(540m)
	進捗率(%)：あやめ通り					100	施工延長 / 総延長(570m)
	歩道再整備率(%)	26	27	29	29	35	実施延長 / 区道歩道設置路線延長

（問題点・課題）	<p><日暮里中央通り> ・歩道の防護柵に設置されているプランターの維持管理に係る地元との合意形成を図ることが必要である。</p> <p><あやめ通り> ・日暮里駅周辺地区交通バリアフリー基本構想の整備プログラムに基づく計画的な施工が必要である。</p>
他区の実況	（実施 13 区 未実施 10 区） <実施区> 千代田、中央、港、世田谷、目黒、渋谷、杉並、文京、豊島、台東、足立、葛飾、江戸川

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	<日暮里中央通り> プランターの維持管理に係る地元からの合意を得るべく引き続き交渉していく。	多くの人が集う場所に相応しい快適な歩行者空間が創出される。
	<あやめ通り> 日暮里駅周辺において鉄道事業者や道路管理者等が実施している各事業の整備プログラムとの整合性を図る。	日暮里駅周辺のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進することができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	A	だれもが安心して外出できるよう整備が重要である。

況議（要質旨問）状	<p><日暮里中央通り> H15三定：植え込みを改善し、色とりどりの花を植え観光名所と呼ばれるに相応しい道とし、さらにバリアフリー化を進めること</p>
-----------	---